

企画趣旨

小粥太郎

法教育（大村敦志『法と教育』序説）（2010年）、同『法教育への招待』（2014年）参照）が、初等教育・中等教育の現場に浸透しつつある。学会（法と教育学会）も順調に活動をつづけており、弁護士会、司法書士会、法務省等の取組みも定番化しつつあるように思われる。しかし、1つの専門分野ないし業界としての「法教育」が確立するということは、他の専門分野との区別が確立するということでもある。法学の世界からみれば、民法、刑法などの実定法学の諸分野、法社会学、法哲学等の基礎法学とは別に、法教育という分野が独自の運動を開始しているということになる。

この法教育の現場では、初等・中等教育の専門家たちが、あるいは出前授業のような形で法教育に関与する法実務家たちが、限られた時間内に法と法学を伝達する必要に迫られている。そこででの教育手法の工夫には目を見張るものがある。他方で、諸々の制約——ときには1コマ45分間という時間の制約——のなかで、伝えるべき、法の核心／法学の基本が何であるかについて、法学研究者の見解に接する機会が多いとはいえない。法の核心／法学の基本とは何だろうか。あるいはそれ以前に、法教育と法学とのキャッチボールの機会を増やすべきではないか。

そこで、本特集では、まず、法教育の側——法教育研究のトップランナー——から、法実務家・法学研究者に向けて、法教育の現状と課題等をお示しいただいている。

つづいて法学の側からは、まず、基礎法、公法、私法の各分野をそれぞれバックグラウンドに持つ研究者から、高校生を念頭に置きつつ、法と法学のもっとも大切なことを伝えるとすればこう

いうことになる、というご論考をお寄せいただく予定である。

さらに、法学の側からは、今度はより具体的に、実際の法教育教材が関心を寄せる個別の法分野——憲法、民法、刑法、訴訟法——について、やはり高校生を念頭に置きつつ、それぞれの分野における、法の核心／法学の基本とはどのようなものとなるかを論じていただく。さいごに、実定法にも明るい法哲学研究者の手になる総括的論考が配置される。

法教育の内容としては、法の基本原理を志向するものだけでなく、悪徳商法やブラックバイトへの法的対処策などの実践的知識へのニーズもある。実にさまざまなテーマがありうるなかで、何が、高校生に伝えるべき法の核心／法学の基本であるかと問うことは、無謀である。しかし、法教育に携わる人々——たとえば高等学校の社会科教員——の多くは、現場で、この問題に直面している。法学の側でも、法教育の現状と課題について教えを受けた上で、この無謀な問い合わせに取り組むことが必要だろう。こうした認識の下、本号の企画が実施されることになった。

玉稿をお寄せくださった執筆者のみなさまには、この場を借りてお礼を申し上げます。

（こがゆ・たろう 一橋大学教授）